



山形県公報

令和4年7月1日(金)
第317号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……657

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……660
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(農業技術環境課) ……661
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……662
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……663

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則を廃止する規則……………664
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警 察 本 部) ……665

## 規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第32号

#### 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「第9条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第9条第5項又は第9条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第9条第1項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証又は退職票」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」を「受給資格証を添えて」に改め、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者

が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第6項中「、前項の場合」を「第6項の場合に、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項の場合」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「すみやかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書及び受給資格証又は退職票」を「交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えてもとの任命権者に提出しなければならない。

第9条第4項中「に規定する」を「の」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証又は退職票」を「交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けた場合を除く。）において、もとの任命権者は、受給資格証」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第9条の次に次の3条を加える。

（条例第11条第4項の規則で定める事業）

第9条の2 条例第11条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第11条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当に相当する退職手当又は再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないもとの任命権者が認めたもの（条例第11条第4項の規則で定める職員）

第9条の3 条例第11条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第11条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとしてもとの任命権者が認めた職員（支給の期間の特例の申出）

第9条の4 条例第11条第4項に規定する同条第1項の退職の日後に事業を開始した職員又は前条に規定する職員による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他当該職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えてもとの任命権者に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第11条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にななければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 もとの任命権者は、特例申出をした者が条例第11条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項において準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けた場合を除く。）において、もとの任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨をもとの任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、もとの任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第11条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第9条第1項ただし書の規定は第2項及び前項の場合に、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場

合における特例申出に、同条第7項の規定は特例申出及び第2項の場合における特例申出並びに前項の場合について準用する。

別記様式第4号中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

|                         |  |   |
|-------------------------|--|---|
| ③<br>職業に就くこと<br>ができない理由 |  | を |
|-------------------------|--|---|

|                   |                                                              |    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|----|
| ③<br>この申請書を提出する理由 | イ 妊娠、出産、育児、負傷等により職業に就くことができないため<br>ロ 事業を開始等したため<br>具体的理由 [ ] | に、 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|----|

「③の」を「③のイの」に、

|                         |   |                                        |               |
|-------------------------|---|----------------------------------------|---------------|
| ⑤<br>職業に就くこと<br>ができない期間 | を | ⑤<br>職業に就くこと<br>ができない期間<br>又は事業を実施する期間 | に、「の規定」を「・第9条 |
|-------------------------|---|----------------------------------------|---------------|

の4第1項の規定」に改め、同様式の注意事項第2項中「「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことでその」を削る。

別記様式第5号中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 受給期間<br>延長の理由 |  | を |
|---------------|--|---|

|                                   |                                                              |    |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|----|
| 受給期間<br>延長等の理由                    | イ 妊娠、出産、育児、負傷等により職業に就くことができないため<br>ロ 事業を開始等したため<br>具体的理由 [ ] | に、 |
| 職業に就くこと<br>ができない期間<br>又は事業を実施する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで                                              |    |

「延長後」を「延長等後」に、「の規定」を「・第9条の4第3項の規定」に、「延長します」を「延長等します」に改め、同様式の注意事項第2項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同注意事項第3項中「職業に就くことができない」を「受給期間延長等の」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第7号（表）中

|                                                           |   |
|-----------------------------------------------------------|---|
| 5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの | を |
|-----------------------------------------------------------|---|

|                                                           |                                                 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの | 6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|

に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の失業者の退職手当の支給に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の失業者の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

**告 示**

**山形県告示第559号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|---------------------|---------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社高齢者リハビリテーション研究所 | パワーリハデイサービス鶴岡<br>鶴岡市日出二丁目10番20号 | 通 所 介 護 | 令和 4. 6. 30 |

**山形県告示第560号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 株式会社ころね<br>酒田市こあら一丁目5番地の11   | 多機能型事業所かのと<br>酒田市日吉町一丁目6番38号 | 生 活 介 護     | 6名  | 令和 4. 6. 21 |
| 株式会社ころね<br>酒田市こあら一丁目5番地の11   | 多機能型事業所かのと<br>酒田市日吉町一丁目6番38号 | 就労継続支援（B型）  | 14名 | 同           |

**山形県告示第561号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成29年7月3日  
89
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
真室川米穀株式会社  
代表取締役 伊藤 順敏  
最上郡真室川町大字新町128番の11
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名   | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|-------|----------------|------------|
| 伊藤 英亜 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第562号**

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。  
令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 13 りんごの項ファーストレディ（平成23年）の項を削る。

**山形県告示第563号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
西置賜郡白鷹町
- 2 基本測量を実施する期間  
令和4年7月1日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

**山形県告示第564号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所の掲示場に掲示した。  
令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字岩石11番56
- (2) 森林所有者の氏名  
佐藤與郎
- (3) 通知の要旨  
令和4年5月13日付け県告示第413号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市田麦俣字岩石11番83、11番104

(2) 森林所有者の氏名

遠藤重郎

(3) 通知の要旨

令和4年5月13日付け県告示第413号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第565号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 十里塚遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 飽海郡遊佐町藤崎字下モ山89番46地先から<br>同 89番1地先まで | 旧    | 12.6メートル<br>└<br>10.5 | メートル<br>108 |
| 同 上                                 |      | 11.0メートル<br>└<br>8.0  | メートル<br>122 |
| 同 上                                 | 新    | 16.2メートル<br>└<br>11.2 | メートル<br>108 |

**山形県告示第566号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 十里塚遊佐線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字下モ山89番46地先から  
同 89番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年7月1日

**山形県告示第567号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域 鶴岡市（新庄河川事務所管内：赤川流域）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年3月11日から同年11月25日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

**山形県告示第568号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第211号
- 2 指定の場所 寒河江市大字西根字長面66番1の一部、67番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 4.00メートル、6.00メートル  
延長 15.53メートル、52.56メートル
- 4 指定年月日 令和4年6月27日

**教育委員会関係**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

**山形県教育委員会規則第9号**

**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第15条において「免許管理者」と」及び「又は管理」を削る。

「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

第2条中 (平成19年法律第98号) 平成19年改正法

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科

学省令第9号) 改正施行規則」

を削る。

第3条第1項の表第1項根拠規定の欄中「及び第2項」を削り、同項提出すべき書類の欄第9項を削り、同表第1の2項根拠規定の欄中「第16条の2」を「第16条」に改め、同項提出すべき書類の欄第5項を削り、同表第3項根拠規定の欄中「及び第4項」を削り、同項提出すべき書類の欄第9項を削り、同表第6項根拠規定の欄中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表第7項根拠規定の欄中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表第11項提出すべき書類の欄第12項を削る。

第5条第1項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附則第2項中「附則第19項」を「附則第18項」に、「第9項」を「第8項」に改める。

別記様式第19号中 「氏名」を「（旧氏名）（通称名）」に改め、 「有効期間の満了の日」を削る。  
 「年」  
 「月」  
 「日」

別記様式第20号中 「氏名」を「（旧氏名）（通称名）」に改め、 「第5条」を「第5条」に、 「（左記の）」を「左記の（）」に、  
 「（学校）（自立教科）」を「（学校）」に、 「（記）」を「記」に改める。  
 「（学校）」  
 「（学校）」

別記様式第22号から第28号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による免許状については、改正後の様式によるものとみなす。

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

山形県教育委員会  
 教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第10号

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則を廃止する規則

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則（平成21年3月県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

山形県教育委員会  
 教育長 高橋 広 樹



山形県教育委員会規則第11号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中

|   |        |    |  |     |  |  |  |   |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|---|
| 同 | 天童高等学校 | 総合 |  | 160 |  |  |  | を |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|---|

|   |        |    |  |     |  |  |  |    |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|----|
| 同 | 天童高等学校 | 総合 |  | 120 |  |  |  | に、 |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|----|

|   |          |    |      |    |    |    |   |    |   |
|---|----------|----|------|----|----|----|---|----|---|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 工業 | 機械   | 40 | 工業 | 産業 | 夜 | 40 | を |
|   |          |    | 生産デザ | 40 |    |    |   |    |   |
|   |          |    | イン   |    |    |    |   |    |   |
|   |          |    | 電気情報 | 40 |    |    |   |    |   |
|   |          |    | 建築   | 40 |    |    |   |    |   |

|   |          |    |      |    |    |  |   |    |    |
|---|----------|----|------|----|----|--|---|----|----|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 工業 | 機械   | 40 | 総合 |  | 夜 | 40 | に、 |
|   |          |    | 生産デザ | 40 |    |  |   |    |    |
|   |          |    | イン   |    |    |  |   |    |    |
|   |          |    | 電気情報 | 40 |    |  |   |    |    |
|   |          |    | 建築   | 40 |    |  |   |    |    |

|   |        |    |  |     |  |  |  |   |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|---|
| 同 | 高畠高等学校 | 総合 |  | 120 |  |  |  | を |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|---|

|   |        |    |  |    |  |  |  |    |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|----|
| 同 | 高畠高等学校 | 総合 |  | 80 |  |  |  | に、 |
|---|--------|----|--|----|--|--|--|----|

|   |          |    |      |    |  |  |  |   |
|---|----------|----|------|----|--|--|--|---|
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産 | 海洋技術 | 40 |  |  |  | を |
|   |          |    | 海洋資源 | 40 |  |  |  |   |

|   |          |    |    |    |  |  |  |       |
|---|----------|----|----|----|--|--|--|-------|
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産 | 水産 | 40 |  |  |  | に改める。 |
|---|----------|----|----|----|--|--|--|-------|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 山形県警察初動捜査支援システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
  - 3 落札者を決定した日 令和4年5月27日
  - 4 落札者の名称及び所在地  
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
  - 5 落札金額 4,196,720円
  - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年4月5日